

道路交通法施行令が改正されます

2020年6月30日に、道路交通法施行令が改正されます。

安全にご利用いただくため、いまいちど自転車運転ルールをご確認ください。

以下の危険行為は禁止されています。

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者専用道路における徐行違反などの義務違反
- 通行区分違反
- 路側帯の歩行者妨害
- 遮断器が下りた踏切への立ち入り
- 交差点での左方優先車妨害
- 交差点での直進車妨害
- 環状交差点での徐行違反
- 一時停止違反
- 歩道での歩行者妨害
- 酒酔い運転
- 夜間に前照灯・尾灯を非点灯または反射器材を備え付けない状態での運転
- 傘差し運転
- スマートフォンを使用しながらの運転
- イヤホン、ヘッドホンを使用しながらの運転
- 自らが当事者となる交通事故があったときに必要措置を講じない
 - 運転停止
 - 負傷者を救護
 - 道路における危険を防止する必要な措置
 - 警察官に交通事故発生について報告
- そのほかの自動車関係法令を遵守しない
- 他の車両妨害(あおり運転)

自転車も大きな事故に繋がる乗り物です。利用者さまの身を守る為にも、まちの人の安全を守る為にも交通ルールを正しく守り、快適にご利用くださいませ。

2020年6月29日
コギコギ 株式会社